

規制改革会議 御中

「貸金業法改定の貸金需要者に与える影響」

2008年8月6日
株式会社クレディセゾン
代表取締役社長 林野 宏

[I] 法規制の全般的影響

- (1) 貸金業法改定は多重債務者の社会的問題の解決という背景はあるものの、①上限金利固定化②総量規制③過払金返還の3点とも資本主義の自由主義経済の根幹を否定するものである。
- (2) この規制強化により、消費者金融業者の大部分はもとより銀行系クレジット会社、信販会社、流通系カード会社の殆どは存在できない状況に追い込まれた。
- (3) 全国の日専連や地域別の貸金業者、信販業者は統合もしくは廃業せざるを得ない。その貸金供給者の消滅によりソフト貸金(ソフトやみ金)へと潜在化が進むことが懸念される。
- (4) 如何に寛容に解釈したところで一つの法律によって長期間にわたり我が国経済に貢献してきた上場企業が独立して存在しえない状況に追い込まれることは許されない。
- (5) 多重債務者が何人救済されたか定かではないが、失業に追い込まれた人もかなりの人数に及んでいる。倒産した個人事業者もかなりの数になり、施行強化により今後も増加する。

[II] 資金需要者への影響

- (1) 資金需要者には個人需要者と法人事業主が存在するが、その境界は判定しにくい面もある。ここでは個人消費者に限って論じる。
- (2) 消費者ニーズがあるにも拘らず「金利引下げ」と過払い金利返還及び金融機関の貸しはがしによる信用収縮が発生し、供給者が減少すると同時に審査の厳格化により消費者は利用できない状況になっている。(表①～③)

◆ 消費者金融大手4社の新規貸付計数(表①) (単位:件、%)

	2007年 1月～3月	2007年 4月～6月	2007年 7月～9月	2007年 10月～12月
受付件数	423,588	419,193	377,186	355,550
(前比)	88.3	95.7	88.3	87.0
新契約件数	187,639	170,509	156,985	141,885
(前比)	61.9	66.1	65.3	69.8
成約率	44.3	40.7	41.6	39.9
(前差)	-18.9	-18.2	-14.6	-9.9

※各社公表資料より当社作成

◆ 貸金業の企業数(表②) (単位:件、%)

	2004年	2005年	2006年	2007年
貸金業者数	18,005	14,238	11,832	9,115
(前比)	75.9	79.1	83.1	77.0

※出典:金融庁

◆ 全国倒産企業数(表③) (単位:件、%)

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年 (4月～6月)
倒産企業数	13,679	12,998	13,245	14,091	3,829
(前比)	84.2	95.0	101.9	106.4	105.9

※出典:東京商工リサーチより当社作成

- (3) 消費者は最初に借りるときには小額を借りて支払いの実績を作りそれが信用となっている。自分がより借りたいときにもその実績を消費者自身よりどころにしているから、総量規制で年収の3分の1を超えているから今までどおりには貸せないといわれても納得できなくなってしまう。

支払能力は家計全体の収入（妻や同居の親、子供など）・資産が大きく影響しており、それが支払いの実績に反映されている。

年収の3分の1という規制は借入れのある消費者の40～50%が当てはまるためこの影響が広範に及び消費者があまりにも不利益を受けてしまう。また、金融機関の貸出し、住宅ローンや自動車ローンが除外されていることは本当の総量について把握できず、消費者の生活設計とはかけ離れてしまう。

貸出額については消費者の支払い実績、年収等に応じた柔軟な対応こそ必要である。

- (4) 消費者からすれば今まで順調に融資を受けて返済していたにもかかわらず、50万円を超えているから、あるいは総借入残高が100万円を超えているから年収の証明書を出せといわれても理解できない。今までの支払いの実績こそが消費者から見たときに自分の信用である。

また今まで取引をしていたにもかかわらず免許証写しを出せといわれてもその必要性が納得できない。また新規に申し込むときにも免許証が第一優先といわれても今までの本人確認法が定着している中で消費者からすればその必要性がわからない。

書面の交付にしても消費者が望んでそれが保護につながるのであれば良いが、結果的には社会的なコストが一方的にかさむ結果となる。

※当社だけを見ても23億弱（見込み）のコストがかかる対応となる。

- (5) 特に無職無収入扱いの専業主婦は我が国では消費の主役であり、特に家庭では皆さんの自宅でもそうであるように、マンション、車、家電製品に至るまで意思決定の主役は女性に移りつつある。女性からの大きな反響がある筈である。

- (6) 2005年1月から施行された改正破産法およびそれ以前の運用簡略化で、多重債務者の救済は大幅にすすんだ（表④）。

破産した個人の受ける不利益は会社役員や弁護士になれないという資格制限のほか情報機関に5年間破産したことが登録されることである。一方ではこのような不利益は大多数の生活者にとって大きな不利益といえるものではないともいえる。破産制度の活用は消費者からみれば十分に機能している。

◆自己破産件数(表④)

(単位:件、%)

年	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年
件数	11,273	23,288	43,144	43,545	40,385	43,144
伸率	22.7%	106.6%	85.3%	0.9%	-7.3%	6.8%
年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年
件数	56,494	71,299	103,803	122,741	139,281	160,419
伸率	30.9%	26.2%	45.6%	18.2%	13.5%	15.2%
年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
件数	214,633	242,377	211,402	184,294	165,917	148,276
伸率	33.8%	12.9%	-12.8%	-12.8%	-10.0%	-10.6%

※最高裁集計ベース

- (7) 過払利息の返還が無制限に行われているため貸金事業者は融資の資金を確保することができず消費者のニーズに答えられない。実際に払い出した金額は消費者金融大手4社の実績で2007年度営業収益の13%（1350億円）に達している。中小貸金業者は貸金の確保ができずにすでに廃業に追い込まれている。
返還請求について期間をきらないと貸金マーケットの秩序が安定せず消費者のニーズに答えられない。
- (8) クレジットカード業界の取扱高の環境を見ても、キャッシング供与額は22ヵ月連続で前年同月の供与額を下回る実態となっている。（表⑤）

◆クレジットカード(27社) キャッシング供与額(表⑤) (単位:百万円、%)

	2006年6月	2006年7月	2006年8月	2006年9月	2006年10月	2006年11月
取扱金額	431,333	415,236	434,851	451,121	442,206	449,993
(前比)	101.9	101.9	97.3	98.1	98.9	97.9
	2006年12月	2007年1月	2007年2月	2007年3月	2007年4月	2007年5月
取扱金額	386,050	429,661	432,756	464,948	433,215	474,384
(前比)	96.2	95.1	91.6	89.4	92.3	92.4
	2007年6月	2007年7月	2007年8月	2007年9月	2007年10月	2007年11月
取扱金額	422,824	407,690	433,398	444,317	438,936	450,192
(前比)	91.0	91.1	92.5	91.4	92.1	92.8
	2007年12月	2008年1月	2008年2月	2008年3月	2008年4月	2008年5月
取扱金額	380,938	388,340	397,890	426,440	389,910	407,501
(前比)	91.6	90.4	91.9	91.7	90.0	85.9

※出典:クレジット産業協会

[Ⅲ] 結論

- (1) 資本主義の下では金利は株価や為替と同様に変動するのが当然であり、ゼロ金利を前提で低利に固定するのは誤りである。
- (2) 金融機能は資本主義社会の血液であり、どんな低利の商品を用意されていても利用者にお金が届かなければ無意味である。
- (3) 総量規制は例外規定も含めてプライバシー問題、個人情報の情報把握が事実上不可能であり、利用者、供給者に多大な煩雑性とコストを押し付ける。
- (4) 過払い金利返還は立法時以前に遡るべきではない。

以 上